

監督・選手注意事項

1. 選手変更について

- (1) 11月3日(日)14時までにオーダー提出。提出後のオーダー変更は原則として認めない。
- (2) 監督会議終了後、競技者が故障・病気等のため出場できなくなった場合は、補欠をその区間の交替として起用する。この場合、医師の診断書またはそれに代わる証明書を添え、大会当日の8時20分までに大会総務に届け出て承認(許可)を得ること。

2. 番号布(ナンバーカード)・たすきについて

- (1) ナンバーカード・引き継ぎ用たすきは、大会前日の監督会議受付時に配付する。
- (2) ナンバーカードは折り曲げずに胸および背に付けること。(1人3枚配付)

3. 受付・招集(点呼)について

- (1) 11月4日(月)午前8時～8時20分まで、本城陸上競技場玄関前でチーム受付をする。
- (2) 各区間走者の招集所は出発点並びに各中継所に設ける。
- (3) 第2点呼の際は胸と背にナンバーカードを付けた競技ウェアを着用して集合する。
- (4) 各点呼の時間は次のとおりとする。

| 出発・中継所・決勝 | スタート | 第1中継所 | 第2中継所 | 第3中継所 | 第4中継所 | 第5中継所 | 第6中継所 | フィニッシュ |
|---------------|---------|-----------------------|-----------|----------|-------|-----------|----------|---------|
| 点呼場所 | 本城陸上競技場 | 若松ゴルフクラブ前 | J-POWER 前 | 響灘ビオトープ前 | 安屋公民館 | J-POWER 前 | 響灘ビオトープ前 | 本城陸上競技場 |
| 走者 | 第1区走者 | 第2区走者 | 第3区走者 | 第4区走者 | 第5区走者 | 第6区走者 | 第7区走者 | |
| 第1点呼 | 開始 | 8:20 | 8:57 | 9:16 | 9:48 | 10:15 | 10:56 | 11:27 |
| | 終了 | 8:30 | 9:07 | 9:26 | 9:58 | 10:25 | 11:06 | 11:37 |
| 第2点呼 | 開始 | 8:45 | 9:22 | 9:41 | 10:13 | 10:40 | 11:21 | 11:52 |
| | 終了 | スタート・通過予定予想時刻の5分前迄に完了 | | | | | | |
| スタート・通過予定予想時刻 | 9:00 | 9:37 | 9:56 | 10:28 | 10:55 | 11:34 | 12:06 | 12:58 |
| 最後尾通過予想時刻 | - | 9:42 | 10:06 | 10:38 | 11:07 | 11:46 | 12:18 | 13:08 |

4. 競技について

- (1) 走者は道路中心線より右側に出てはならない。ただし、特別設ける走行帯については、現場の標識、警察官、競技役員の指示に従うこと。右折交差点等では誘導ライン(ロードコーン)より右側に出てはならない。走行については競技役員、警察官等の指示に従うこと。
- (2) 引き継ぎにはたすきを用いる。たすきは肩から脇の下へ斜めにかけて走るものとする。ただし、引き継ぎ前約100m 引き継ぎ後約50m は手に持って走ってもよいが、できるだけ早く肩にかけること。
- (3) たすきの引き継ぎは、中継線より進行方向20mの引き継ぎゾーンで行い、手から手へ確実に受け渡すこと。なお、たすきを引き継ぐ走者は競走時間帯になったら競技役員の指示で待機場所に入り、走者が近づいたら中継線より前方に位置すること。
- (4) たすきを渡し終わった走者は、他の競技者の妨害とならないよう速やかに走路外に出ること。
- (5) 第1区の走者の出発について
ア. 出発時のコース順は走る方向に向かって左よりナンバーカード順とする。

イ. 出発の要領は次のとおりとする。

第1区走者は、3分前にスタート地点に集合し、1分前にスタートライン手前に順番どおり整列する。

30秒前のアナウンスでスタートラインに付く。

走者は10秒前のアナウンスと同時に、スターターの「位置について」の号令で、スタートラインで停止し、ピストルの合図でスタートする。

- (6) レース中に走者が不慮の事故のため競技を中止した場合は、当該チームのその区間の競技を無効とし、審判長の指示により次の走区から次走者を出発させる。この場合の出発時期は、最終順位の走者から1分後としオープン参加として扱う。総合記録は認められないが、無効となった区間以外の区間記録は認める。
- (7) 審判長の判断によりやむを得ない場合は、繰り上げを行うことがある。繰り上げを行う場合は、先頭走者より7分程度遅れた場合をその対象とする。尚、状況によっては先頭から6分程度で繰り上げをすることもある。
- (8) 各区間とも中間点は白線2本、あと1km地点は白線1本で標示する。
- (9) レース中に生じた事故については、救急医療のみ主催者側が行うが、事後の責任は負わない。
- (10) レース中緊急車両等の走行を優先する。
 - ア 緊急車両が前方、または後方から走行してきた場合は、選手は道路の左端に寄って走行する。
 - イ 緊急車両が走行する道路を横断する場合は、選手はその場所に一時停止する。最寄りの警察官や競技役員の指示に従う事。
 - ウ 警察官や審判員がいない場合でも、選手は一時停止し緊急車両の進行を妨げてはならない。
 - エ 一時停止した場合のロスタイムは、考慮しないものとする。

5. 大会交通対策について

- (1) 競技に使用する随行車は駅伝競走規準を厳守すること。
- (2) 随行車輛編成(本部で準備した幕を車輛の前後につける)
審判関係車輛3台(審判長車1台、運営車2台)
本部関係車輛 10台(本部車2台、ニュースカー1台、取材車2台、放送中継車4台、救護車1台、レース終了車1台)
- (3) 広報車、運営車、レース終了車以外のマイク設置は禁止する。
マイク設置する車輛は先導車、レース終了車のみとし他の車両は認めない。
- (4) 道路使用についての厳守事項
 - ア. 車輛は道路の中央線より必ず左側を走行すること。
 - イ. 監察車は出さない。また、取材車は、選手と併進しての伴走、取材は絶対に行わないこと。
選手の前方からの取材が終わったら直ちに離れること。
 - エ. 一般車輛には進路を譲ること。

オ. 中継所前後 100m 以内に駐停車してはならない。

カ. 緊急時などには、付近の警察官、パトカーまたは白バイの指示に従う。

キ. 応援のための伴走車等を見かけたら注意をすること。(競技役員)

ク. 各チームの指導者は、選手の安全走行に万全の注意を払うこと。

(5) 自主整理員

交通整理が必要な地点に自主整理員を配置する。

6. その他

(1) 走者および関係者は中継所附近の民家、企業等に迷惑のかからないように十分注意すること。

(2) 中継所およびその周辺車道上でウォーミングアップをしない。

(3) 選手の配置、収容については各チームで行うこと。

(4) 選手の衣類袋などの受け渡しについては中継点より 100m 程度離れた場所で行うこと。

(5) スタート地点、各中継所、フィニッシュ地点の 100m 前後は各チームののぼり・横断幕は設置しないこと。

(6) レースの流れを知らせる花火は、スタート時に1発、先頭チームの最終走者が「あと1キロ」を通過した時点で1発、さらに先頭チームがフィニッシュした時点で打ち上げる。